

平成21年(行ウ)第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件

原告 小林 收 ほか91名

被告 愛知県知事 ほか1名

最終意見陳述

平成26(2014)年3月20日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史

同 高 森 裕 司

同 濱 鴎 将 周

同 小 島 智 史

あらためて問う。本件の木曾川水系連絡導水路事業は必要か。

答えは「否」である。詳細は第15準備書面に譲るが、先の証人尋問によって、原告が主張してきた事実の妥当性がより一層、明らかになった。本件導水路事業は、客観的に見て無駄な公共事業の典型である。

そうである以上、本件導水路事業に公金を支出することは著しく合理性を欠いていることは明らかであり、この支出には予算執行の適正確保の見地から看過できない違法が認められるといわざるをえない。

1. 新規利水の供給

先の富樫幸一証人および中根俊樹証人に対する尋問の結果、本件導水路の事業実施計画における新規利水の供給の根拠となっている愛知県需給想定において、徳山ダムに確保される水道用水が愛知用水地域の水道用水の2015年における想定需

要に対応するための安定供給水源として必要とされているが、木曾川水系フルプランと本件事業実施計画の策定後の現在までの実績事実に基づくと、現在も将来も水余りであることが明らかになった。愛知県は、この事実に気付いていながら、あえてそれを無視して、本件導水路事業を進めようとしているのである。

すなわち、富樫証人の尋問によって、最初に立てられた1968年の木曾川水系フルプラン、その後の1973年改定、1993年改定について、それぞれの目標年である1975年、1985年、2000年の利水の需要予測は右肩上がりのものであったが、需要実績はそれらを大きく下回っていたこと、2004年の本件フルプランによる全面改定以降の水需要は横ばいないし微減で推移していて、目標年の2015年の需要想定を大幅に下回って、明らかな水余り状態であることが明らかとなった。2013年に発表された国の『新水道ビジョン』は、給水量は減少し続け、水需要の減少を前提に施設の対応しなければならないとしており、「水需要は増加するので、供給不足にならないように長期的先行的に水源施設を整備する必要がある」という類の弁解を完全に否定している。利水の面からは、木曾川水系では、徳山ダムはおろか長良川河口堰すらも必要はなく、ましてや、徳山ダムから導水する本件導水路の建設などまったく必要がないのである。

そして、このような需要予測と実績との大きな乖離は、行政が、水需要が減少している推移を十分に把握しないか、実績に基づいて予測を修正していないこと、また、負荷率等の数値も、実態にそぐわない古い数値を使い続けていることの結果であることも明らかとなった。

愛知県は、いったい誰のために使う当てのない水を確保しようとしているのか、そのために多額の税金をつぎ込もうとしているのか、その合理的な説明ができない以上、本件導水路の建設を認めてはならない。

2. 流水の正常な機能の維持

先の山内克典証人および浅野和広証人に対する尋問の結果、本件導水路の事業実施計画の定める流水の正常な機能の維持の根拠となっている木曾川水系整備計画において、動植物の生息・生育等の河川環境を改善するため、木曾成戸地点において40 m³/sの流量を確保して、維持流量の一部を回復するとされていること、この維持流量とは木曾川水系整備基本方針において定められた今渡地点の正常流量のう

ちの河口から木曾川大堰区間の動植物の生息または生育および漁業のための河川維持流量 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ であるが、この維持流量が科学的事実根拠づけられていないことが明らかになった。愛知県は、根拠のない数字に固執して、「歴史的経緯」という内実のない理由でしか説明できないのである。

すなわち、山内証人によって、流水の正常な機能の維持に関して、愛知県が唯一科学的らしい顔をして説明しているヤマトシジミの生存のための流量確保について、説明に使用されたデータもグラフも何ら科学的根拠とはいえず、木曾川成戸地点で $50 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上の流量を確保して塩化物イオン濃度を $11,600 \text{ mg/l}$ 以下にしないと、ヤマトシジミは生息できることが明らかとなった。ヤマトシジミは、塩化物イオン濃度 $11,600 \text{ mg/l}$ で直ちに斃死するものではなく、塩分濃度の曝露時間などの条件が重要であり、河口域の河川の塩分濃度は潮の月齢（大潮・小潮・若潮）と河川流量による塩淡水の混合状態、特に若潮時の塩水クサビの形成状態と潮の干満によっても大きく影響を受けるのである。

このヤマトシジミの生存のための流量確保が科学的根拠がないとすれば、木曾川水系河川整備基本方針において流水の正常な機能の維持のための流量とされている、木曾川成戸地点の河川環境として動植物の生息生育のための河川維持流量 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ は、結局、根拠のない「歴史的経緯」という言葉で強弁するほかなくなる。愛知県の説明は、そのような説明にもならない説明の繰り返しでしかないのであって、木曾川成戸地点の動植物の生息生育のための河川維持流量 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ が全く科学的根拠がない以上、本件導水路の建設は認められない。

この裁判で問われていることは単純明快である。本件導水路事業の新規利水の供給および流水の正常な機能の維持という各目的の必要性が客観的に認められるかである。そして、その答えは「否」というほかない。であるならば、予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものであることは明らかであり、著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があり、本件支出をすることは違法なのである。

以上